

産廃投棄の業者書類送検

措置命令
違反容疑

【四日市】四日市市の最終処分場に、全国最大規模の産業廃棄物が投棄されていた問題で、県警生活環境課と四日市北署は二十二日、産業廃棄物処理法違反（措置命令違反）の疑いで、投

棄した同市大矢知町大城の産業廃棄物処理業者「川越建材興業」（清算法人に移行）と、同社代表の女性（㉵）同市天方須賀Ⅱを津地検四日市支部に書類送検した。送検容疑は、同町大谷の同社最終処分場などに放置していたプラスチックや金属などの産業廃棄物について、平成十九年一月三十一日付で、翌二十年十二月三十日までに産業廃棄物の飛散、流出防止対策の実施などを命ずる県の措置命令を受け、たにもかかわらず、同履行期限までに措置を取らず、措置命令に違反した疑い。県警同課によると、代表の

女性は任意捜査に対し、「措置命令を受け、防止策を講じなければならぬと分かっていたが、資金がなく、実行できなかった」と話しているという。県産業廃棄物監視・指導課などによると、同社は昭和五十六年三月に埋め立て処分を開始した。平成二年には県の認可を受け処分場を拡張したが、その後は無認可で拡張。最終的に、認可を受けた約五万九千平方メートルを超える、約九万五千平方メートルの土地に、許可量のほぼ倍に相当する約二百六十二万立方メートルの産業廃棄物を投棄していた。

県は、措置命令の期限後も文書で指導していたが、覆土や排水路の整備などが行われなかったとして、ことし二月二十七日、県警同課と同署に告発した。